

嘉子第1044号
令和4年1月27日

保護者各位

嘉手納町長 當山 宏
(公印省略)

保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の要請の延長について

日頃より本町の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

令和4年1月25日、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況をうけ、沖縄県で実施されているまん延防止等重点措置が2月20日まで延長されました。依然として、1日に1,000名を超える感染者が確認されるなど、危機的な状況であり、感染拡大を防止する対策が求められています。

本町におきましても、同居家族の感染や濃厚接触者特定などで、保育士が不足し、保育の継続が困難になる保育所等が出てくることを見込まれます。

このような状況を鑑み、保育士不足による閉園を避け、子どもの感染リスクを最小限に抑えるため、保育所等を利用されている保護者の皆様に対し、登園自粛の要請を延長いたします。

記

1. 登園の自粛

保護者の皆様においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛をお願いいたします。

2. 登園自粛要請期間

令和4年1月13日（木）～2月20日（日）

（上記期間は状況により変更することがあります。）

※なお、登園自粛要請に応じて長期欠席となった場合でも、**退所とはなりません。**

※やむを得ない事由により保育を必要とする場合は、各保育所等へ相談してください。

3. 家庭保育した場合の保育料の取扱い

保育料（利用者負担額）【学童を含む】

登園しなかった日数に応じて日割り計算により減免いたします。（保育料等は通常通り当月払いで納付していただき、翌々月分に充当または還付により減免いたします。）

※ 在籍する保育園等に直接保育料を支払っている方は、園へご確認ください。

※ 上記の取り扱いについては、保育料等が発生している方が対象です。

※ 副食費については、各園へご確認ください。

○ 上記対応は、国や県等の方針により、**随時変更・更新**しますので予めご了承ください。

【問い合わせ先】嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係 TEL：956-1111（内線123）